



熊本県公報

号外 第26号
令和2年(2020年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

訓 令

熊本県訓令第4号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令(熊本県訓令第29号)の一部を次のように改正する。
第4条中第25項を第27項とし、第18項から第24項までを2項ずつ繰り下げ、第17項を第18項とし、同項の次に次の1項を加える。
19部(公室)に首席専門員を置くことができる。
第4条中第16項を第17項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。
12健康福祉部及び環境生活部に首席医療審議員を置くことができる。
第5条中第26項を第28項とし、第19項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第18項を第19項とし、同項の次に次の1項を加える。
20首席専門員は、上司の命を受け、部(公室)の所管に属する専門的な知識経験を有する特命事項を処理する。
第5条中第17項を第18項とし、第12項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。
12首席医療審議員は、上司の命を受け、部の所管に属する重要な事項を医学的な知見に基づき審議し、特命事項を処理する。

別表第1 企画振興部の項中

	企画課
地域・文化振興局	地域振興課
	文化企画・世界遺産推進課
	川辺川ダム総合対策課
交通政策・情報局	交通政策課
	情報政策課
	統計調査課

を

地域・
交通政

	企画課
	統計調査課
文化振興局	地域振興課
	文化企画・世界遺産推進課
	川辺川ダム総合対策課
策・情報局	交通政策課
	情報政策課

に改め、同表国際スポーツ大会推進部の項を削る。

別表第2の1の表課長専決事項の欄中第8項を削り、第9項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 会計年度任用職員の任免(分限及び懲戒による場合を除く。)に関する事。

別表第2の2の表中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第28項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第3の1の表危機管理防災課の部第10項を次のように改める。

10	平成28年熊本地震のアーカイブに関する事。					
----	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第3の2の表人事課の部第1項知事決裁事項の欄第1号中「いう。）」の次に「及び任期付職員」を加え、同項部内局長専決事項の欄第2号中「技能労務職員」の次に「及び任期付職員」を加え、同項課長専決事項の欄第1号中「(知事決裁事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。）」を削り、同項同欄第2号中「第22条第2項の規定によ

					のの保支離発す 格等、のの保支離発す 資喪続、のの保支離発す 得手險払職行る			
9	地方公務員 法の第22条 項掲げ(選挙 委員会、会 務委員、事 務委員及び 並委員並び に並委員並 務校育用並 並署署る者 を)の除及 保働中す	第21号に 員理人事 局委局育 事学教 任者本公 司の務除 社及の 保働中す			1 保のの保支離発す 格等、のの保支離発す 資喪続、のの保支離発す 得手險払職行る 2 雇資喪続、のの保支離発す 得手險払職行る			
策 促 進 の に 号 中	別表第3の2の内市町村・税務局の部税務課の款第1項知事決裁事項の欄第1号中「政 表及び平均に第2号特別法第3の3の表企画課の部の次のように加える。 審議法(平均に第2号特別法第3の3の表企画課の部の次のように加える。 促進のよる削り、法第3の3の表企画課の部の次のように加える。							
統 計 調 査 課	1 統計法(平成19年法律第53号)及び熊本市条例(昭和30年熊本市条例第19号)に基づくものとする。	1 同条例に基づく統計を指す。		1 同条例に基づく調査を実施する。 2 同条例に基づく調査の結果を公表する。 3 同条例に基づく調査を行う。	1 同法に基づく調査を実施する。 2 同法に基づく調査の結果を公表する。 3 同法に基づく調査を行う。			

					4 統計年編及び配 鑑等各種資料を 各資布と。		
	2 県勢の調 査に関する こと。						
<p>別表第3の3の表交通政策・情報局の部交通政策課の款第8項中「の拡充整備」を「及び周辺地域の活性化」に改め、同部統計調査課の款を削る。</p> <p>別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第12項部（公室）長専決事項の欄に次の1号を加える。</p> <p>3 同法第46条第3項又は第4項の規定による障害児入所施設等の改善又は事業の停止を命ずること。</p> <p>別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第12項部内局長専決事項の欄中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>2 同法第34条の6の規定による障害児通所支援事業等の制限又は停止を命ずること。</p> <p>3 同法第56条の5の5の規定による審査請求に対する裁決をすること。</p> <p>別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第12項課長専決事項の欄に次の3号を加える。</p> <p>3 同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設指定に関すること。</p> <p>4 同法第21条の5の20第3項の規定による指定障害児通所支援事業者及び同法第24条の13第3項の規定による指定障害児入所施設変更の届出等に関すること。</p> <p>5 同法第21条の5の22第1項の規定による指定障害児通所支援事業者等及び同法第24条の15第1項の規定による指定障害児入所施設設置者等に対する報告等に関すること。</p> <p>別表第3の4の表健康局の部薬務衛生課の款第2項部内局長専決事項の欄第2号中「毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業」を「毒物劇物営業者」に改め、同項課長専決事項の欄第1号中「製剤製造業者等」を「製造業者等」に改め、同項同欄第2号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に、「製剤製造業者等」を「製造業者等」に改める。</p> <p>別表第3の5の表環境局の部環境立県推進課の款中第12項を第13項とし、第4項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。</p>							
	4 気候変動 適応法（平 成30年法 律第50号 ）に関する こと。						
<p>別表第3の5の表環境局の部循環社会推進課の款第6項部内局長専決事項の欄第13号中「第49条第7項」を「第49条第8項」に改め、同項課長専決事項の欄第21号中「第6項」を「第7項」に改める。</p> <p>別表第3の5の表県民生活局の部消費生活課の款第16項の次に次の1項を加える。</p>							
	17 食品ロ スの削減の 推進に関す ること。						
<p>別表第3の6の表商工労働局の部商工振興金融課の款第7項部内局長専決事項の欄第1号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に、「基盤施設計画」を「事業継続力強化支援計画」に改め、同項同欄第3号中「第22条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を同項同欄第4号とし、同項同欄第2号中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「基盤施設計画の変更」に改め、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>3 同法第7条第7項の規定による経営発達支援計画に対する意見を述べること。</p> <p>別表第3の6の表商工労働局の部商工振興金融課の款第19項を次のように改める。</p>							
	19 平成2 8年熊本地 震により被 災した中小 企業等グル ープ又はそ の構成員が 実施する施 設又は設備 の復旧整備						

等に係る事業の調整及び推進に関すること。						
別表第3の6の表観光経済交流局の部観光物産課の款中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り上げ、第17項を第20項とし、第16項を第15項とし、同項の次に次の4項を加える。						
16 貿易振興に関すること。			1 貿易振興施策の企画調整に關する。 2 海外におき本市展開参加に關する。 3 貿易振興施策の誘導に關する。 4 貿易振興施策の誘導に關する。	1 貿易振興施策の企画調整に關する。 2 海外におき本市展開参加に關する。 3 貿易振興施策の誘導に關する。 4 貿易振興施策の誘導に關する。		
17 スポーツを活用した交流促進に関すること。						
18 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の誘致、聖火に関すること。						
19 一般財団法人2019年女子ワールドボクシング世界大会組織委員会に関すること。						
別表第3の6の表観光経済交流局の部国際課の款第1項を次のように改める。						
1 交流人口拡大に向けた施策の総合調整及び推進に関すること。						
別表第3の6の表観光経済交流局の部国際課の款第8項第1号中「海外」を「国内外」に改め、同項を同款第9項とし、同款第7項の次に次の1項を加える。						
8 くまもとのブランドの推進に係る						

の調整に関する こと。						
6 中山間地 域の整備に 関すること						

別表第3の7の表農村振興局の部むらづくり課の款中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同款に次の1項を加える。

9 棚田振興 に関するこ と。						
-----------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の8の表土木技術管理課の部に次の1項を加える。

1 1 大規模 災害時の初 動対応に関 すること（ 土木部の所 管に関する ことに限 る。）。						
--	--	--	--	--	--	--

別表第3の8の表道路都市局の部道路保全課の款第1項部内局長専決事項の欄第7号中「第48条の7」を「第48条の13」に改め、同項同欄中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄に次の1号を加える。

2 同法第71条第4項の規定により道路監理員の任免を行うこと。

別表第3の9の表を削る。

附 則

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 熊本県企業復興支援室設置規程（平成29年熊本県訓令第6号）
- (2) 熊本県防災企画室設置規程（平成30年熊本県訓令第6号）